

平成 29 年 網走市議会
総務経済委員会会議録
平成 29 年 5 月 30 日 (火曜日)

○日時 平成29年5月30日 午前10時20分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第 1 号 平成29年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第 2 号 平成29年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算
3. 議案第 3 号 つくしヶ丘 4 丁目市営住宅 (B 棟) 建設建築主体工事 (1 工区) 請負契約の締結について
4. 議案第 4 号 つくしヶ丘 4 丁目市営住宅 (B 棟) 建設建築主体工事 (2 工区) 請負契約の締結について
5. 議案第 5 号 財産の処分について
6. 報告第 2 号 網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
7. 報告第 3 号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
8. 報告第 4 号 網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
9. 陳情第31号 網走バイオマス発電所事業計画に関する陳情

○出席委員 (8名)

委員長	渡部 眞美
副委員長	井戸 達也
委員	小田部 照
	川原田 英世
	工藤 英治
	佐々木 玲子
	田島 央一
	松浦 敏司

○欠席委員 (0名)

○委員外議員 (1名)

議長	山田 庫司郎
----	--------

○傍聴議員 (3名)

金 兵 智 則
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸

○説明者

副市長	川田 昌弘
企画総務部長	岩 永 雅浩
農林水産部長	川合 正人
観光商工部長	後藤 利博
農林水産部次長	脇本 美三
建設港湾部長	石川 裕将
職員課長	小松 広典
税務課長	伊倉 直樹
建築課長	小原 功
建築課参事	大嶋 尚士

○事務局職員

事務局 長	大島 昌之
次 長	細川 英司
総務議事係主査	寺尾 昌樹
係	金川 由樹

午前10時20分開会

○渡部眞美委員長 おはようございます。

ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、先ほど付託されました議案 5 件と報告 3 件の 8 件と、陳情第 31 号について審査をいたします。

それでは早速、議案第 1 号平成 29 年度網走市一般会計補正予算中、農林水産業費、能取漁港整備特別会計繰出金について説明を求めます。

○脇本美三農林水産部次長 それでは議案資料の 2 ページをごらん願います。

平成 29 年度一般会計及び能取漁港整備特別会計の補正予算について、御説明申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、能取工業団地の用地売却に伴い、能取漁港整備特別会計の資金不足比率を維持するため、必要な財源を一般会計か

ら能取漁港整備特別会計へ繰り出すため、追加補正しようとするものでございます。

補正額であります。一般会計の歳出予算では、能取漁港整備特別会計への繰出金1,730万円を追加するものでございます。

能取漁港整備特別会計の歳出予算では、繰上充用金の財源補正を行い、財産売却収入を1,730万円減額し、他会計繰入金と同額追加しようとするものでございます。

能取漁港整備特別会計の歳入予算では、土地の売却収入を1,730万円減額し、一般会計繰入金を同額追加しようとするものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

○松浦敏司委員 一般的には、売却されてそれによって財政的には潤うはずなのですが、この会計上、売れたけれども一般会計から繰り出さなければならぬという、この辺の仕組みについて、一般市民にわかるように御説明いただきたいと思っております。

○脇本美三農林水産部次長 まず、地方自治体の財政健全化法という決まり事、法律がございまして、その中で、現在持っている財産の総額と借金の額との見合いで、一定の資金の不足率を計算するルールがございまして。

それで、このルールを維持するためには、おおよそですが、1平方メートル当たり4,000円程度で売れば維持がされるということなのですが、御存じのとおり、平成18年以降基準単価を3,500円で定めておりますし、さらに、大面積の割引を売却価格の設定基準の中で定めておりますので、その金額よりかなり低額な金額で売却をしている状況で、資金不足比率が拡大すると悪化をするということになりますので、そこを維持するために繰り入れをするという内容でございます。

○松浦敏司委員 よくわかりました。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第1号平成29年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の能取漁港整備特別会計繰出金について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

それでは、議案第2号についても全会一致をもつ

て原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第3号つくしヶ丘4丁目市営住宅（B棟）建設建築主体工事（1工区）請負契約の締結についてと、議案第4号つくしヶ丘4丁目市営住宅（B棟）建設建築主体工事（2工区）請負契約の締結について、関連がございまして一括の説明を求めます。

○小原功建築課長 議案第3号つくしヶ丘4丁目市営住宅（B棟）建設建築主体工事（1工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案資料4ページの資料2号、あわせて図面資料2号・3号をごらん願います。

契約の内容でございますが、入札執行は、平成29年5月18日に指名競争入札にて実施いたしました。

今回、落札業者の丸田・早水・夏見特定建設工事共同企業体と5億4,540万円で契約を行おうとするものでございます。

工事完了予定日は、平成30年8月17日でございます。

工事の概要でございますが、契約の目的、工事施工場所につきましては記載のとおりでございます。

工事概要といたしましては、鉄筋コンクリート造、地上5階建て、延べ床面積4,622.27平方メートルのうち1工区施行分でございます。

なお、図面資料2号・3号の2ページ・3ページの平面図に1工区・2工区の区分表示をさせていただきますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第4号つくしヶ丘4丁目市営住宅（B棟）建設建築主体工事（2工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案資料5ページの資料3号、あわせて図面資料2号・3号をごらん願います。

契約の内容でございますが、入札執行は、平成29年5月18日に指名競争入札にて実施いたしました。

今回、落札業者の土屋・塩川特定建設工事共同企業体と4億8,600万円で契約を行おうとするものでございます。

工事完了予定日は、平成30年8月17日でございます。

工事の概要につきましては、先ほど御説明いたしました概要のうち、2工区施行分でございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 このつくしヶ丘4丁目にはA棟が建っていて、A棟は40戸、今回は50戸ということなのですが、今回の建物と前回のA棟との大きな違いは建物上あるのでしょうか。

○小原功建築課長 間取り等を含めまして戸数は増えたのですけれども、大きな変更はございません。

戸数内訳でいきますと、前回のA棟につきましては2DKが10戸、2LDKが20戸、3LDKが10戸でございましたけれども、今回の50戸につきましては、2DKが15戸、2LDKが25戸、3LDKが10戸というふうな配分をしております。

○松浦敏司委員 それで、基本的に同じだということなのですが、A棟に実際入居者が今入っていて、それによって何か例えば寒いとか、そういった改善をしなければならぬような苦情等はあるのでしょうか。

○小原功建築課長 現入居者からの要望等の中では、こうしてほしいというようなことは今のところは聞こえてきていない状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

今、市営住宅に入りたい人はたくさんいて、競争も激しいということも聞いておりますが、低廉で住みやすいという住宅を提供するという点では大事なことだと思います。

事故のないようにやっていただければというふうに思います。

私のほうから以上です。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

○井戸達也副委員長 今回の入札ということで、3社の特定建設工事共同企業体ということなのですが、入札に参加された事業所の数をまず確認したいと思います。

○小原功建築課長 今回の共同企業体の指名に当たりましては、事前に共同企業体の組み合わせということでお願いしたところですが、組み合わせといたしましては3つございました。

当市の指名ランクA業者7社のうちから、3つの組み合わせをいただいたものでございます。

○井戸達也副委員長 完了の予定が平成30年の8月17日と1年ちょっとありますけれども、近年、建築業界は意外と忙しいというか人手が足りないという状況にあるように感じます。

その中で、この請け負う建築業者、頭につく現場監督なりが工期をしっかりと守ろうということで、なかなかタイトなスケジュールを組まれるような話も若干伺っていたりしますので、何かと急いで工事を行うことによって事故が起きたり、また完成にいろいろと問題が出たりということも考えられますので、きちっとしたスケジューリングの中で、建設・建築を取り進めていただきたいということを一言申し添えておきます。

○渡部眞美委員長 答弁はよろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここで質疑を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。

議案第3号つくしヶ丘4丁目市営住宅（B棟）建設建築主体工事（1工区）請負契約の締結について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

続きまして、議案第4号つくしヶ丘4丁目市営住宅（B棟）建設建築主体工事（2工区）請負契約の締結について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第5号財産の処分について説明を求めます。

○脇本美三農林水産部次長 それでは議案資料の6ページ、議案資料4号をごらんください。

議案第5号財産の処分について御説明いたします。

本件は、能取工業団地の用地を株式会社WIND-SMILEに売却しようとするものでございまして、網走市財産条例第2条の規定に基づき、市議会の議決を得ようとするものでございます。

売却する土地は、能取港町4丁目2番3、面積1万4,508平方メートルの土地でございます。

売却予定価格は3,909万9,060円でございます。

売却する土地の位置、概要につきましては資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

○松浦敏司委員 確認になるのですけれども、これによって平米単価でいうとおよそどのくらいになるのでしょうか。

○脇本美三農林水産部次長 先ほどもちょっとお話ししましたが、基本単価1平米当たり3,500円、角地加算3%がありますので、角地は3,600円ということで決定しておりますが、網走市能取工業団地売却価格設定基準というものがございまして、これは2,000平米以上の土地について、面積に応じて割引をしていくという内容になってございます。

本件の土地の場合は1万平米を超えてございますので、最大の23%の割引ということで、1平米当たり2,695円の単価の設定となっております。

○松浦敏司委員 それでわかりました。

この結果、繰上充用金というのはどのようになるのでしょうか。

○脇本美三農林水産部次長 先ほど補正でも御説明申し上げましたが、繰上充用金がおよそ当初5億788万1,000円の予定をしております。

これは、これが売却をすることによって、会計全体の収支にもよりますけれども、売れた見合いで、全体の赤字は圧縮されるというふうに考えています。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので質疑終了いたします。

議案第5号財産の処分について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、報告第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○伊倉直樹税務課長 報告第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

議案資料8ページ資料6号をごらん願います。

改正の趣旨でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法等の一部改正に伴い、市税条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1項目めは、災害等における固定資産税の軽減措置等についてござい

ます。

その中の一つ目ですが、被災者生活再建支援法適用区域内で新たに取得した償却資産の課税標準を4年間2分の1にする特例措置の創設、二つ目は、被災市街地復興推進地域に定められた場合における被災前の共用土地に係る税額案分の特例措置期間を4年間に拡充すること。

震災等によって、家屋が滅失等した後の住宅用地特例の適用期間を4年間に拡充するものでございます。

2項目めは、居住用超高層建築物に係る固定資産税の見直しについてでございますが、いわゆるタワーマンションに係る固定資産税について階層の高低による補正を行い、取引価格の傾向を踏まえた税額は是正をはかること。

3項目めは、耐震改修や省エネ改修などのリフォームにより、長期優良住宅に認定された家屋の固定資産税について、1年間に3分の2の軽減措置を講ずること。

4項目めは、軽自動車税の関係ですが、グリーン化特例に係る減税対象者の性能を偽るなどして、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして不足分を賦課徴収する規定が設けられたこと。

5項目めは、適用期限が延長になった事項の条文の整理についてですが、一つ目は、肉用牛の売却所得に係る所得税と住民税に係る免税制度を3年間延長するもの、二つ目は、軽自動車税のグリーン化特例について重点化を図り2年間延長するもの、三つ目は、優良住宅の造成等のために土地等を公的機関等へ譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率を3年間延長するもの。

6項目めは、上位法令の文言整理に伴い関係する条文の整理するものでございます。

特定配当及び特定株式等譲渡所得の申告に係る文言整理と申告方法、賦課決定を明確化するため条文に規定することなどについてでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対象表につきましては、11ページから32ページに記載のとおりでございます。

ただいま御説明をいたしました条例改正につきましては緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付をもって専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

以上で終わります。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

○松浦敏司委員 盛りだくさんにあるのですが、この最初に一つ目の固定資産税等における災害等に関する軽減措置等というふうにあるのですけれども、今の日本の状況というのは、全国どこでも大きな地震が起きる可能性がある、先日も私はテレビの報道で、この北海道も全く例外ではないという話をしております。

以前、鳥取で大きな地震があったときも、あそこには断層がないという中でも、実は大きな地震が起きたというようなことから、非常に日本列島そのものが地震の活動期に入っているというふうにも言われておりまして、そういう中で、新しくこういうふうに新設になったのかなと思うのですが、この経過など簡単でいいので、教えていただければと思います。

○伊倉直樹税務課長 災害が発生した際の被災者や事業者への対応につきましては、各税法における申告や納付期限の延長、税の減免などに加えまして、特別立法等により追加的な税制上の対応がこれまで行われてきたところです。

従来は、被害の状況や規模などを踏まえまして、きめ細やかに対応するために、災害ごとに税制上の対応を検討してまいりましたが、近年は、今お話がございましたように、東日本大震災や熊本地震など、日本各地で災害が頻発していることを踏まえまして、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きにおくれることなく、税制上の対応を手当てする観点から、災害への税制上の対応の規定を常設化することが背景にございます。

具体的には、全ての災害に適用できるようにする措置と、被災者生活再建支援法等の他法令の対象となる災害に適用する措置に分けて、このたび常設化されるという背景がございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

二つ目のいわゆるタワーマンションについてなのですが、タワーマンションとは一体どういう建物のことを示しているのか、教えていただきたい。

○伊倉直樹税務課長 居住用超高層建築物いわゆるタワーマンションというのは、高さが60メートルを超える建築物、これは建築基準法令上の超高層建築物といいまして、この60メートルを超える建築物の

うち、複数の階に住居が所在しているものを居住用超高層建築物、タワーマンションというふうに定義づけられております。

○松浦敏司委員 そうすると、今のところは網走にはそういった建物は無いというふうに捉えてよろしいですね。

○伊倉直樹税務課長 そうですね、大体おおむねマンションでいくと20階建て以上というのが対象になると言われておりまして、網走市内には、そういった構造の建物はございませんので、対象になるものはないというふうに考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

とはいえ、今後、網走がどう発展していくかわかりませんので、こういうのはあるということはわかりました。

3番目のリフォームによる長期優良住宅に認定された家屋の固定資産税の軽減ということですが、この長期優良住宅に認定というふうになっているのですけれども、これはどのような内容なのか伺います。

○伊倉直樹税務課長 長期優良住宅の普及の促進に関する法律というのがございまして、こちらに規定しておりますが、長期にわたり良好な状態で使用するための耐震性や省エネルギー対策の措置が構造及び設備に講じられた優良な住宅のことをいうことになっております。

○松浦敏司委員 それで当市においては、どれぐらいの数というのが見込まれているのでしょうか。

○小原功建築課長 現在のところ、リフォーム・改修等についての審査については今のところない状況で、これらの認定申請については建築課のほうで受けているのですが、新築住宅につきましては、従前より年間15件前後ぐらいの推移となっているところでございます。

○松浦敏司委員 理解しました。

グリーン化特例の適用に係る賦課徴収の特例ということなのですが、これは以前も委員会で質疑をした記憶があるのですけれども、そのときは、たまたまある大手メーカー、ダイヤモンドのマークの会社の不正があって、そのときに私もこの中で議論した経過があるのですけれども、そういう点では、そういうものをメーカーに責任を負わせるという内容だと思うので、それなりに私は理解するところですが、その点をもう少しわかりやすく教えていただければと思います。

○伊倉直樹税務課長 今、お話がありましたように、昨年、国内の自動車メーカーの自社の製作した自動車の燃費性能のデータ改ざんを行った事件が発覚いたしまして、エコカー減税等の適用を受けていた軽自動車税につきまして、誤った評価を受けていた事案が発生をいたしましたところです。

自動車メーカーの不正によって、軽自動車税の不足が生じたことを踏まえまして、29年度の税制改正によりまして、今後、同様の事案が生じた場合には、燃費性能の不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、不足する軽自動車税を賦課徴収する規定が新たに設けられたということでございます。

昨年でいいますと、網走の場合でも何台かありまして、その不足分につきましては、今、お話のありました自動車メーカーとの協議により、そこを納税義務者として賦課をして徴収したという実績がございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

5点目の適用期限の延長ということで、ちょっと私も勉強不足でよくわからなかったのですが、肉用牛の売却による事業所得の課税特例措置というのがあるというのを初めて知ったのですけれども、この部分については、大体、年間どのぐらいの件数があるのか、お知らせいただきたいと思います。

○伊倉直樹税務課長 29年度の住民税の課税ベースですが23件、免除額が約1,000万円という状況になっております。

○松浦敏司委員 市にとっては、それだけ税が入らないということにもなるのですが、ただ畜産業にとっては大変有利になっていて、なかなか畜産業は今苦戦しているということだろうというふうに思いますので、それは理解いたしました。

それから、ここでも二つ目に軽自動車税のグリーン化特例ということで書いているのですけれども、この部分についてはどういう中身なのか、伺います。

○伊倉直樹税務課長 グリーン化特例につきましては、排ガス基準や燃費性能のすぐれた車両の税負担を軽減する制度でございまして、もう少し具体的に言いますと、最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車のうち、燃費性能にすぐれた車両について、その燃費の性能に応じまして、自動車税・軽自動車税を軽減する措置を2年間その期限を延長するというものでございます。

○松浦敏司委員 理解しました。

それでもう1点、私も以前、長く車を持っていたのですけれども、13年を超えると税が重くなるという非常に物を大事に使えば使うほど不利益をこうむるという、自動車メーカーにとってはありがたいのかもしれないけれども、結果として、そういった形で新車が売れるような仕組みだと、私などはそういうふうにとめていたのですが、そういった13年を超える車の税が重くなるということは、現在も残っているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○伊倉直樹税務課長 このグリーン化特例の中身としまして、今言った環境性能に応じて軽自動車税が軽減される経過分と、あとその13年を超える登録の自動車につきましては、税金が加重されるというこの部分については現在も残っております。

○松浦敏司委員 理解いたしました。

そういう13年を超える部分については不満があるのですが、それはそれとして理解いたしました。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、承認すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、報告第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○伊倉直樹税務課長 議案資料33ページ、資料7号をごらんいただきたいと存じます。

報告第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございまして、内容につきましては、引用条項の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表は34ページから36ページに記載のとおりでございます。

ただいま説明をいたしました条例改正につきましても、緊急を要したことから、地方自治法第179条

第1項の規定により、平成29年3月31日付をもって専決処分いたしましたので、御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

○松浦敏司委員 都市計画税の課税標準特例ということなのですから、わかりやすく言えばどのように変わるのか、伺います。

○伊倉直樹税務課長 都市計画税の課税標準につきましては、固定資産税の課税標準を基本とするということになっておりますので、今回、地方税法の改正によりまして、固定資産税の課税標準に関する部分が改正になりましたので、それによる条項の整理が行われるということでございます。

○松浦敏司委員 それによって大きな変化と申しますか、市民にとってそういったものは大きな問題はないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○伊倉直樹税務課長 直接市民に大きく影響するものはないというふうに考えています。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、報告第4号網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○小松広典職員課長 議案資料の37ページ、資料8号をあわせてごらんいただきたいと存じます。

報告第4号網走市職員育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、当該条例中、準用する国家公務員の育児休業等を規定した人事院規則の一部を改正する規則が、平成29年3月31日に公布、同年4月1日に施行されることから、同規則の規定に準じた関係部分について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は、育児休業

の対象となる養子縁組里親の法定化に伴う引用条文等の整備でございます。

2点目は、育児休業の再度の取得や延長等を請求する場合の特別の事情として、保育所等の利用を希望し申し込みを行っているが、当面、利用できない場合を加えるものでございます。

施行期日は平成29年4月1日とするものでございます。

なお、本件は、施行に緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月30日付をもって専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

○松浦敏司委員 この種の条例改正について、以前もあったかなというふうに思っているのですが、この養子縁組里親ということを具体的に以前の説明と大きな変化があるのでしょうか。

○小松広典職員課長 養子縁組里親につきましては、前回の改正につきまして、その後4月1日付の養子縁組里親の言葉の定義の部分で改正がございまして、そこで4月1日付の改正ということになっております。

○松浦敏司委員 そういう意味で大きな変化はないということなのだろうと思いますが、この育児休業についても同様な感じで、前回と大きく変わるものではないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○小松広典職員課長 育児休業の再度の取得の延長ということで、そこに以前は、配偶者が疾病により入院したというような理由が規定されていたのですが、そこに今回、保育所等の利用を希望していても申し込みまで当面利用できないというような内容が追加されたということになっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

報告第4号網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、全会一致をもって承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、陳情第31号網走バ

イオマス発電所事業計画に関する陳情についてでございますが、この陳情第31号については、3月6日に当委員会に付託されましたが、陳情者より5月29日付で取り下げ願が提出をされておりますので、委員会として、陳情第31号について取り下げ願を承認するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 ほか理事者、各委員から何かございますか。

〔「なし」「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で本日の総務経済委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午前11時00分
